

日本災害医学会
災害医療ロジスティクス専門家認定制度
マニュアル
Ver1.4

【申請者必読】

目次

【本文】

1. 本制度の目的・名称について	1
2. 認定資格について（認定ロジと認定上級ロジ）	1
3. 申請可能基準	1
4. 申請方法	2
5. 認定	2
6. 更新	2
7. 更新申請可能基準	2
8. 更新申請方法	2
9. 更新認定	2
10. 申請手数料、認定料等について	3
11. 認定ポイント取得要件および申請要件	3
12. 特別認定について	4
13. 認定者の情報公開について	4
14. 附則	4

【マニュアル別紙資料】

- マニュアル別紙資料—1：認定ポイントについて～申請時の注意事項～	6
- マニュアル別紙資料—2：認定ポイント付与対象研修・学会・訓練・実災害の設定について	10
- マニュアル別紙資料—2－1：認定ポイント付与対象研修申請書	14
- マニュアル別紙資料—3：認定者の能力について	17

（参考資料）

- 災害医療ロジスティクス専門家認定制度規則	21
- 災害医療ロジスティクス専門家認定制度規則細則	24
- 災害医療ロジスティクス検討委員名簿	26
- 災害医療ロジスティクス専門家認定制度ワーキンググループメンバー名簿	26

1. 本制度の目的・名称について

日本災害医学会（以下、本学会）災害医療ロジスティクス専門家認定制度（以下、本制度）は、災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する認定災害医療ロジスティクス専門家を養成し、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、災害医療ロジスティクス能力を集積し、災害医療の進歩、発展に貢献することを目的とする。この目的を達成するために、本学会は本制度を制定し、災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する災害医療ロジスティクス専門家を認定する。本学会によって認定された災害医療ロジスティクス専門家の名称は「日本災害医学会認定災害医療ロジスティクス専門家」とし、英文では「Certified Logistics expert for Disaster Medicine」と表記する。

※本制度規則より引用

2. 認定資格について（認定ロジと認定上級ロジ）

認定災害医療ロジスティクス専門家には認定災害医療ロジスティクス専門家（以下、認定ロジ）と認定災害医療上級ロジスティクス専門家（以下、認定上級ロジ）があり、認定ロジの中でも特に優れた者を認定上級ロジとする。

※本制度規則より引用

※本制度により認定された者が保有しているとみなされる能力についてはマニュアル別紙資料—3：認定者の能力についてに示す。

3. 申請可能基準

- (1) 災害医療ロジスティクス専門家として優れた人材及び災害医療に関する見識を備えていること。
- (2) 災害医療および災害医療ロジスティクスに関する研修会の指導または受講をしていること。
- (3) 災害医療ロジスティクス専門家として見識を深めるため、災害医療に関する学術集会に参加していること。
- (4) 申請時に、本学会の正会員であり会員歴2年以上を有し、会費2年分を完納していること。
- (5) 認定ポイントの総計が、認定ロジで100ポイント以上、認定上級ロジで200ポイント以上を満たしていること。（それぞれの認定ポイントの取得要件などについては11.認定ポイント取得要件および申請要件に従うこと）
- (6) 職種は問わない

4. 申請方法

- (1) 毎年4～6月頃、日本災害医学会ホームページにてその年度（4月～3月）の申請受付開始を案内すると同時に本マニュアルなど申請の要領および申請システムを掲載する。それに従ってインターネット上で申請に必要な事項の入力を実施すること。入力方法や各種手数料の入金方法などは申請システムおよびメール通知などの指示に従うこと。
- (2) 申請者は申請手数料5000円を支払うこと。
- (3) 申請手続きが完了した時点で本マニュアルに記載の内容について承諾したものとみなす。

5. 認定

- (1) 災害医療ロジスティクス専門家認定制度ワーキンググループ（以下、認定制度WG）は、一年に一回程度申請書類審査を実施する。その後、災害医療ロジスティクス検討委員会および理事会の審議を経て災害医療ロジスティクス専門家の認定を行う。
- (2) 認定された申請者は認定手数料10000円（申請手数料とは別）を納めた後、認定証が交付される。希望者には別途有料で認定ピンバッジを配布する。
- (3) 審査に不認定となった者は、再度申請することができる。ただし再申請は翌年以降とする。

6. 更新

認定災害医療ロジスティクス専門家の資格は、認定ロジおよび認定上級ロジともに5年毎に更新する。ただし、認定ロジ資格保有者が認定上級ロジにランクアップする形で更新を希望する場合は5年を待たずに更新申請することができる。

7. 更新申請可能基準

更新申請可能基準は前述3.申請可能基準と同様とする。

8. 更新申請方法

更新申請方法は前述4.申請方法と同様とする。

9. 更新認定

- (1) 認定制度WGは、一年に一回程度更新申請書類審査を実施する。その後、災害医療ロジスティクス検討委員会および理事会の審議を経て災害医療ロジスティクス専門家の更新認定を行う。
- (2) 更新認定された申請者は更新認定手数料5000円を納めた後、認定証が交付される。

- (3) 審査に不認定となった者は、資格を失効する。しかし、再度あらためて申請することができる。その場合の申請は翌年以降とする。

10. 申請手数料、認定料等について

	新規	更新
申請手数料	5 0 0 0 円	5 0 0 0 円
認定手数料	1 0 0 0 0 円	5 0 0 0 円

既納の申請手数料（更新も含む）、認定手数料（更新も含む）等は、いかなる理由があっても返却しない。

認定ロジ資格保有者が5年を待たずに認定上級ロジにランクアップする形で更新した場合であっても更新申請手数料5 0 0 0 円、更新認定手数料5 0 0 0 円を支払うこと。

11. 認定ポイント取得要件および申請要件

（認定ロジ）

- (1) マニュアル別紙資料—1：認定ポイントについて～申請時の注意事項～（以下、資料—1）に掲げる項目において認定ポイントの合計が1 0 0 ポイント以上であること。
- (2) 資料—1に掲げる項目番号1-(1)～4-(2)の全36項目のうち3項目以上のポイントを取得すること（2項目以下に偏ったポイント取得は認められない）。
- (3) 資料—1に掲げる項目番号1-(1)～3-(4)においては申請開始日を起点として過去5年間以内のものを対象とする。
- (4) 実災害対応経験を有することが望ましい（必須ではない）。
 - ※ 「実災害」とは・「実災害対応経験」とはについては資料—1の項目番号4.“実災害対応経験の認定ポイント”の“申請時の注意事項”参照。

（認定上級ロジ）

- (1) 資料—1に掲げる項目において認定ポイントの合計が2 0 0 ポイント以上であること。
- (2) 資料—1に掲げる項目番号1-(1)～4-(2)全36項目のうち3項目以上のポイントを取得すること（2項目以下に偏ったポイント取得は認められない）。
- (3) 資料—1に掲げる項目番号1-(1)～3-(4)においては申請開始日を起点として過去5年間以内のものを対象とする。
- (4) 日本災害医学会災害医療ロジスティクス検討委員1名以上の推薦を要する。
- (5) 実災害対応経験を有すること（資料—1項目番号4-(1)もしくは4-(2)は必須）。

※ ただし、実災害対応経験がなく認定上級ロジに申請する場合は認定制度 WG メンバー1名以上による口頭試問を実施すること。口頭試問は、申請書類記載内容の確認および過去の研修・訓練など災害医療との関わりについての聞き取りを中心とした構成とする。口頭試問を実施するには申請手続きが完了

していなければならない。口頭試問の実施場所、日時については申請者と当該認定制度 WG メンバーとで直接交渉で決めて良い。自身で認定制度 WG メンバーとの調整が困難な場合は学会事務局に連絡し口頭試問を希望する旨を申し出ること。口頭試問実施可能期間や詳細についてはホームページや個別メールなどにより別途案内する。十分に本人確認したうえで口頭試問を電話で実施する場合もある。

- ※ 「実災害とは」・「実災害対応経験とは」については資料— 1 の項目番号 4. “実災害対応経験の認定ポイント” の“申請時の注意事項” 参照
- ※ 更新にも係る注意事項(新規の申請内容によって更新時にも影響するため新規申請時にも必読) については資料— 1 の項目番号 4. “実災害対応経験の認定ポイント” の“申請時の注意事項” 参照

12. 特別認定について

当該対象者が本マニュアル項目 3 の基準を満たしていない、または特別な事情により認定申請が困難な場合で、災害医療ロジスティクス分野の発展に十分な寄与・貢献があったと認定制度WGが認める場合には、認定制度WGから災害医療ロジスティクス検討委員会に推薦する。その後、委員会の審議を経て理事会の承認があれば、特別に災害医療ロジスティクス専門家としての認定を受けることができる。

本認定は「特別認定災害医療ロジスティクス専門家」(特別認定ロジ)と称し、更新の義務は負わないものとする。

13. 認定者の情報公開について

認定者の氏名や所属機関などについて学会ホームページへの掲載、および必要に応じて行政や関係機関に情報提供する場合がある。

14. 附則

(マニュアル別紙資料)

マニュアル別紙資料として以下のものを定める。

- (1) マニュアル別紙資料— 1 : 認定ポイントについて～申請時の注意事項～
- (2) マニュアル別紙資料— 2 : 認定ポイント付与対象研修・学会・訓練・実災害について
- (3) マニュアル別紙資料— 2 - 1 : 認定ポイント付与対象研修申請書
- (4) マニュアル別紙資料— 3 : 認定者の能力について

(マニュアルの変更等)

- (1) このマニュアルを変更するには認定制度 WG の審議を経て、災害医療ロジスティクス検討委員会が承認し、理事会に報告する。
- (2) このマニュアルは 2018 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年 4 月 1 日制定
2018 年 5 月 20 日改訂
2019 年 1 月 11 日改訂
2019 年 3 月 18 日改訂
2021 年 5 月 28 日改訂
2023 年 5 月 26 日改訂
2024 年 9 月 23 日改訂

マニュアル別紙資料ー1

認定ポイントについて

～申請時の注意事項～

1.災害医療および災害医療ロジスティクスに関連する**各種研修会**の認定ポイント

項目番号	研修会名	主催	認定ポイント
1-(1)	日本災害医学会 災害医療コーディネーションサポートチーム研修	日本災害医学会	5ポイント/日
1-(2)	日本災害医療ロジスティクス研修	岩手医科大学	7ポイント/日
1-(3)	災害派遣医療チーム研修 (通称:日本DMAT隊員養成研修)	厚生労働省DMAT事務局	3ポイント/日 ※ 業務調整員としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(4)	日本DMATロジスティックチーム 隊員養成研修	厚生労働省DMAT事務局	4ポイント/日
1-(5)	統括DMAT登録者技能維持・ロジスティクス研修 (DMAT技能維持研修の際、その前後などで実施されるケースが多い)	厚生労働省DMAT事務局	3ポイント/日
1-(6)	DMAT技能維持研修	厚生労働省DMAT事務局	2ポイント/日 ※ 業務調整員としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(7)	DMAT事務局業務研修	厚生労働省DMAT事務局	2ポイント/日
1-(8)	事業継続計画(BCP)策定研修	厚生労働省	1ポイント/日
1-(9)	都道府県が主催する 災害派遣医療チーム(DMAT)研修 (通称:都道府県DMAT隊員養成研修) ※日本DMAT検討委員会が認定した研修に限る	都道府県	1ポイント/日 ※ 業務調整員としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(10)	近畿地方災害医療ロジスティクス研修	近畿地方DMAT連絡協議会	3ポイント/日
1-(11)	JMAT研修【基本編・統括JMAT編】 ※都道府県医師会が主催するJMAT研修は対象外	日本医師会	2ポイント/日
1-(12)	JMAT研修【ロジスティクス編】 ※都道府県医師会が主催するJMAT研修は対象外	日本医師会	3ポイント/日
1-(13)	全国赤十字救護班研修会	日本赤十字社	2ポイント/日 ※ 主事としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(14)	日本赤十字社 災害医療コーディネート研修会	日本赤十字社	2ポイント/日
1-(15)	国際緊急援助隊医療チーム 【導入研修】	国際緊急援助隊事務局	2ポイント/日 ※ 医療調整員・業務調整員としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(16)	国際緊急援助隊医療チーム 【中級研修】	国際緊急援助隊事務局	2ポイント/日 ※ 医療調整員・業務調整員としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(17)	国際緊急援助隊医療チーム 【ロジリーダー養成研修】	国際緊急援助隊事務局	2ポイント/日 ※ 医療調整員・業務調整員としての参加で上記ポイントに加えて2ポイント/日を加点
1-(18)	アセアン地域災害連携演習	国際協力機構	2ポイント/日
1-(19)	災害医療従事者研修会	国立病院機構災害医療センター	1ポイント/日
1-(20)	日本災害医療ロジスティック協会が開催する研修	日本災害医療ロジスティック協会	1ポイント/日

各種研修会の認定ポイント申請時の注意事項

- ※ 上記ポイントは研修1日参加した場合のポイントとする。
- ※ 半日参加、部分的な参加の場合も1日分とみなしてよい。
- ※ 講師・インストラクター・タスクとしての参加も同ポイントとする
- ※ 注釈で加点についての記載がある研修に限って、職種別の業務調整員・主事・医療調整員としての参加につき1日2ポイント加点する。(例:全日程3日間の研修→業務調整員として全日程受講の場合は6ポイント加点。業務調整員インストラクターとして2日間参加の場合は4ポイント加点。)
- ※ 入力した分について、参加を証明する書類を添付すること。参加を証明する書類として以下の内容が網羅されていること。様式は問わない。(①・②は必須、③は任意)
 - ① 研修名を示すもの(研修資料の表紙など)【必須】
 - ② 自身の参加を示すもの(受講であれば受講者名簿、講師参加であれば講師名簿や講師名入りのプログラムなど)【必須】
 - ③ 参加日数を示すもの(特に講師参加の場合)【任意(必須ではない)】

2. 災害医療および災害医療ロジスティクスに関連する各種学術集会の認定ポイント

項目番号	各術集会名	認定ポイント
2-(1)	日本災害医学会学術集会 参加	3ポイント／回
2-(2)	日本災害医学会学術集会 演題発表・座長	3ポイント／演題
2-(3)	日本災害医学会学会誌 論文掲載	4ポイント／論文
2-(4)	世界災害救急医学会(WADEM) 参加	1ポイント／回
2-(5)	世界災害救急医学会(WADEM) 演題発表・座長もしくは学会誌論文掲載	2ポイント／演題・論文
2-(6)	アジア太平洋災害医学会(APCDM)学術集会 参加	1ポイント／回
2-(7)	アジア太平洋災害医学会(APCDM)学術集会 演題発表・座長もしくは学会誌論文掲載	2ポイント／演題・論文
2-(8)	アセアン災害保健医療学術ネットワーク学術集会 参加	1ポイント／回
2-(9)	アセアン災害保健医療学術ネットワーク学術集会 演題発表・座長もしくは学会誌論文掲載	2ポイント／演題・論文
2-(10)	日本救急医学会・日本臨床救急医学会学術集会 演題発表・座長もしくは学会誌論文掲載 (参加のみはポイント付与なし)	2ポイント／演題・論文

各種学術集会の認定ポイント申請時の注意事項

- ※ 学術集会の「参加」には運営や実行委員等として参加した場合も含まれる。
- ※ 学術集会に「参加」して「演題発表」した場合は、それぞれのポイントを取得できる。その場合は別項目としてそれぞれ入力すること。
- ※ 学術集会において、会期中の全日程参加を満たさずとも上記ポイントを取得可能とする(部分的な参加でもよい)。
- ※ 演題発表・座長・論文については、**災害医療ロジスティクスに関するものに限る**。災害医療ロジスティクスに関するものに該当するか否かは認定制度WGで審議する。
- ※ 演題発表・論文掲載の共同演者及び共同研究者の場合もポイント付与の対象とする。その場合は当該ポイントから減点(-1)ポイントとする。
- ※ 上記ポイントは学術集会1開催分、演題については1演題に対するポイント数、論文については1論文に対するポイント数とする。
- ※ 学術集会への参加、演題発表、座長、論文掲載について、それを証明する参加証、学会誌などの写しを添付すること。様式は問わない。(所属機関の出張決裁書類の写しなども可)

3. 災害医療訓練の認定ポイント

項目番号	訓練名	認定ポイント (コントローラー・指定プレーヤー・講師・インストラクターとしての参加も同ポイント)
3-(1)	大規模地震時医療活動訓練	3ポイント／回
3-(2)	日本DMAT地方ブロック参集訓練	2ポイント／回
3-(3)	日赤救護班地方ブロック訓練	2ポイント／回
3-(4)	国際緊急援助隊医療チーム展開訓練	2ポイント／回

各種訓練の認定ポイント申請時の注意事項

- ※ 訓練において、全日程参加を満たさずとも上記ポイントを取得可能とする(部分的な参加でもよい)。
- ※ 訓練への参加を証明する参加者名簿などの写しを添付すること。様式は問わない。(所属機関の出張決裁書類の写しなども可)
- ※ 申請書の入力内容によっては後日報告書の提出を求める場合あり。

4. 実災害対応経験の認定ポイント

項目番号	項目	認定ポイント
4-(1)	実災害対応経験(国内災害)	10ポイント／災害
4-(2)	実災害対応経験(国外災害)	10ポイント／災害

実災害対応経験の認定ポイント 申請時の注意事項

※「実災害」とは:

項目番号 4-(1): 国内災害について

- ・ポイント付与対象となる実災害対応経験は、阪神淡路大震災以降(阪神淡路大震災1995年1月17日含む)から申請時までの災害のうち災害救助法が適用された災害の対応経験が望ましいが、その他の局地災害、多数傷病者事案、緊急事案、危機管理事案等の対応で災害医療ロジスティクスに関連する対応経験も申請可能である。申請時に入力された活動内容を審査し、ポイント付与対象とするか否か判断する。その判断は審査者に委ねる。内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」参照
(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適応される新感染症における災害医療ロジスティクス対応もポイント付与の対象とする。申請時に入力された活動内容を審査し、ポイント付与対象とするか否か判断する。その判断は審査者に委ねる。

項目番号 4-(2): 国外災害について

- ・申請時に入力された活動内容を審査し、ポイント付与対象とするか否か判断する。その判断は審査者に委ねる。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適応される新感染症における災害医療ロジスティクス対応もポイント付与の対象とする。申請時に入力された活動内容を審査し、ポイント付与対象とするか否か判断する。その判断は審査者に委ねる。

※「実災害対応経験」とは、被災地内での災害対応・活動、自施設内もしくは関係機関での本部運営(非被災地でもよい)、後方支援も含む。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法が適応される新感染症における対応については、ポイント付与対象とする期間は定めないものとする。それ以外の国内外災害対応については、発災から3ヶ月以内の活動をポイント付与対象とする。

※ 1つの災害につき1項目の申請とする。(1つの災害で時期をかえて数回活動したとしても申請できる項目数としては1つ。)

※ 更新にも係る注意事項(新規の申請内容によって更新時にも影響するため新規申請時にも必読)

認定上級ロジ資格を更新申請する場合および認定ロジ資格更新時に認定上級ロジにステップアップする形で更新申請する場合は、実災害対応経験を有することが求められる。その際、新規申請時に東日本大震災以降の実災害対応経験も含め申請し合格していた者については更新申請時には実災害対応経験の認定ポイントは必須としない。しかし新規申請時に東日本大震災より前の実災害対応経験のみで申請し合格していた者もしくは口頭試問で合格していた者については、更新申請時に東日本大震災以降の実災害対応経験を有することを更新の条件とする。要するに新規申請においても最も新しい実災害対応経験を含めて申請することを推奨する。

更新申請の際、新規申請で申請した実災害対応経験であっても東日本大震災以降の実災害対応経験であれば再度申請項目として申請しても良い(東日本大震災以降の実災害対応経験であれば更新申請時もポイント加算の対象となる)。

認定上級ロジに更新申請する者のうち東日本大震災以降の実災害対応経験がない者については口頭試問を実施することとする。

※ 申請書の入力内容によっては後日報告書の提出を求める場合あり。

マニュアル別紙資料—2

認定ポイント付与対象研修・学会・訓練・実災害の設定について

1. 認定ポイント付与対象研修について

(1) 認定ポイント付与対象研修を新たに追加する場合は研修主催者（責任者）からの申請を必要とする。申請可能要件として、以下の要件のいずれかを満たしていなければならない。

- ① コアカリキュラム（表1）において、「コア項目」14項目中12項目以上が網羅されていること。
- ② コアカリキュラム（表1）において、「コア項目」14項目中10項目以上、かつ「実施が望ましい項目」6項目中3項目以上が網羅されていること。
- ③ コアカリキュラム（表1）内の特定の項目に限定した研修内容ではあるものの、本制度に十分に寄与する研修であること。（←より厳正な審議を要する）

内容		
概要		講義・実習項目
コア項目	災害医療概論	- 災害医療とは - CSCATTT - 過去の実例 - 避難所について
	ロジスティクスの基礎	- ロジスティクスとは - ロジスティクスの基本 - ロジスティクスの心構え
	自施設のロジスティクス機能強化について	- 平時からの危機管理 - 地域における災害医療対応 - 支援 - 訓練企画 - BCP
	物資調達	- 被災地における物資調達 - 協定の活用
	移動手段の確保	- 被災地における移動手段確保 - 協定の活用
	本部運営	- 本部でのロジスティクスとは - 情報管理
	関係機関との連携・調整	- 関係機関（消防、警察、自衛隊、海保、各種保健医療活動団体など）の特徴 - 関係機関との連携・調整
	安全管理	- Self、Scene、Survivorの安全管理 - リスクマネージメント
	宿泊・活動場所確保について	- 被災地内でのアコモデーションの考え方 - 宿泊・活動場所確保の方法
	情報整理処理（記録）	クロノロジー - クロノロジーの意義 - クロノロジーの書き方
		一覧表 - 一覧表作成の意義 - 一覧表の書き方 - コンタクトリスト
	通信技術	無線 - 無線の特徴 - 無線の活用法 - 各種無線機の使い方（実習が望ましい）
		衛星携帯電話 - 衛星携帯電話の特徴 - 衛星携帯電話の活用法 - 各種衛星携帯電話の使い方（実習が望ましい）
		EMIS - EMISの特徴 - EMISの活用法 - EMISの使い方（実習が望ましい）
実施が望ましい項目	高速衛星通信（VSAT など）	- 高速衛星通信の特徴 - 高速衛星通信の活用法 - 高速衛星通信の使い方
	エアーテントについて	- エアーテントの特徴 - エアーテントの活用法 - エアーテントの使い方
	サイト設営・テント設営について	- サイト設営・テント設営の特徴 - サイト設営・テント設営の留意点 - サイト設営・テント設営方法
	ロジスティクス等に関する災害医療の施策	- ロジスティクス等に関する災害医療の施策 - 我が国における災害医療ロジスティクス
	災害医療コーディネート体制について	- 災害医療コーディネートとは - 保健医療調整本部 - 地域災害医療対策会議
	災害時の診療記録について	- 災害診療記録 - JSPEED

表1. コアカリキュラム

- (2) 認定ポイント付与対象研修とすることを希望する者（当該研修主催者）は認定ポイント付与対象研修申請書（マニュアル別紙資料－2－1）を記載し本学会に提出すること。
- (3) 認定制度 WG は提出された認定ポイント付与対象研修申請書（マニュアル別紙資料－2－1）および研修資料について審議し、災害医療ロジスティクス検討委員会が承認する。認定ポイントの設定については認定制度 WG において原則以下の表 2 に準じて審議し、災害医療ロジスティクス検討委員会が承認する。

項目		ポイント
研修の規模（およそその受講者の構成）	1～3 都道府県規模	0
	地方ブロック規模 （例：東北、関東など）	0.5
	全国規模	2.0
受講可能施設	特定の団体所属職員のみ （例：日本赤十字社職員のみ対象）	0
	災害拠点病院職員のみ	0.5
	病院職員のみ（災害拠点の指定なし）	1.0
	行政・保健医療関係者のみ	1.5
	所属施設を問わない	2.0
受講者の職種	1～3 職種	0
	4～10 職種	0.5
	11 職種以上	1.5
災害医療ロジスティクス関連の占める割合、質などの加点・減点		±0～2
合計 その研修に対する認定ポイントの設定 ※1日分		

表 2. 認定ポイント設定の基準

- (4) 審査結果については結果のみ通知することとする。
- (5) 当該研修が認定ポイント付与対象研修として承認された場合、承認年度の翌年度から対象研修として追加される（他の研修と同様に過去 5 年にさかのぼってポイント申請可能とする）。
- (6) 既に認定ポイント付与対象研修として認められている研修のうち、申請時と比較して大幅に内容変更している場合もしくは本制度の趣旨から著しく乖離していると疑われる場合は報告書の提出または再申請を求める場合がある。再申請を求めるか否かについては認定制度 WG で審議し、災害医療ロジスティクス検討委員会が承認する。
- (7) 災害医療ロジスティクス専門家の認定を得ようとする者は自身の申請の際、マニュアル別紙資料－1 の“各種研修会の認定ポイント申請時の注意事項”を熟読すること。

2. 認定ポイント付与対象学会について

- (1) 認定ポイント付与対象学会として、以下の要件を満たしていなければならない。
 - 災害医療および災害医療ロジスティクスに関する科学的な研究を行い、災害医学の進歩、発展に寄与する学会であること
 - (2) 当該学術集会を認定ポイント付与対象とするか否かおよびその設定ポイントについては、認定制度 WG の審議を経て災害医療ロジスティクス検討委員会が承認する。
 - (3) 災害医療ロジスティクス専門家の認定を得ようとする者は自身の申請の際、マニュアル別紙資料—1 の“各種学術集会の認定ポイント申請時の注意事項”を熟読すること。
- ※上記「学会」には、学術集会、学会誌論文も含む。

3. 認定ポイント付与対象訓練について

- (1) 認定ポイント付与対象訓練として、以下の要件を満たしていなければならない。
 - ① 災害医療および災害医療ロジスティクスに関する訓練項目があること
 - ② 消防、警察、自衛隊などの他機関も参加していること
 - ③ 複数都道府県からの参加者を受け入れていること
- (2) 当該訓練を認定ポイント付与対象とするか否かおよびその設定ポイントについては、認定制度 WG の審議を経て災害医療ロジスティクス検討委員会が承認する。
- (3) 災害医療ロジスティクス専門家の認定を得ようとする者は自身の申請の際、マニュアル別紙資料—1 の“災害医療訓練の認定ポイント申請時の注意事項”を熟読すること。

4. 認定ポイント付与対象実災害について

- (1) 国内災害について
認定ポイント付与対象となる実災害は、阪神淡路大震災以降（阪神淡路大震災 1995 年 1 月 17 日を含む）から申請時までの災害のうち災害救助法が適用された災害とする。
※内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」参照
- (2) 国外災害について
当該国外災害を認定ポイント付与対象とするか否かについては、申請者が入力した活動内容について認定 WG で審議し災害医療ロジスティクス検討委員会で承認する。
- (3) 災害医療ロジスティクス専門家の認定を得ようとする者は申請の際、マニュアル別紙資料—1 の“実災害対応経験の認定ポイント申請時の注意事項”を熟読すること。（特に認定上級ロジへの申請者、5 年後に更新を検討している者においては必読）

5. 附則

- (1) 制度開始時点で認定ポイント付与対象となっている研修・学会・訓練・実災害については、すでに災害医療ロジスティクス検討委員会の審議を経て、理事会で承認されているため、申請書の提出および認定 WG での審議は不要とする。
- (2) マニュアル別紙資料—2 の別紙資料としてマニュアル別紙資料—2—1：認定ポイント付与対象研修申請書を定める。

日本災害医学会 災害医療ロジスティクス専門家認定制度
認定ポイント付与対象研修申請書

①～⑨につきもれなくご記入ください

①申請日	(西暦) 年 月 日	
②研修会の名称		
③主催機関		
④主催者 (研修責任者)	所属機関	
	役職・氏名	印 (公印が望ましい)
⑤申請担当者	所属機関	
	部署	
	氏名	
	電話	
	メールアドレス	
⑥受講者について	受講者数	名 (直近開催回の人数)
	研修の規模 (およその受講者の構成)	該当するもの <u>1つ</u> に ☒ すること ☐ 1～3 都道府県規模 ☐ 地方ブロック規模 (例: 東北、関東など) ☐ 全国規模
	受講可能施設	該当するもの <u>1つ</u> に ☒ すること ☐ 特定の団体所属職員のみ (例: 日本赤十字社職員対象) ☐ 災害拠点病院職員のみ ☐ 病院職員のみ (災害拠点の指定なし) ☐ 行政・保健医療関係者のみ ☐ 所属施設を問わない ☐ その他 ()
	受講可能職種	該当するもの <u>全て</u> に ☒ すること ☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 看護師 (准看護師含む) ☐ 薬剤師 ☐ 診療放射線技師 ☐ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☐ 理学療法士 ☐ 作業療法士 ☐ 視能訓練士 ☐ 言語聴覚士 ☐ 救急救命士 ☐ 救急救命士以外の消防 ☐ 柔道整復師 ☐ 鍼灸師 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神保健福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 管理栄養士 ☐ 事務 (行政事務、病院事務) ☐ その他 () ☐ 職種は問わない (ここに ☒ した場合は他の職種の ☒ は不要)
⑦講師について	講師数	名 (直近開催回の人数)
	日本災害医学会 災害医療ロジ スティクス検討委 員の講師参加の 有無	☐ 参加 (氏名:) ☐ 不参加 ※直近開催回について回答すること ※当該委員の講師参加は申請可能要件の必須項目ではございませんがなるべく回答すること 【参考】災害医療ロジスティクス検討委員: 中田敬司、中田正明、青木正志、市原正行、小澤和弘、楠孝司、近藤久禎、鈴木教久、高桑大介、藤原弘之、上門充、大山太、田治明宏、寺澤ゆかり、西健太、涌嶋伴之助
⑧開催頻度について	該当するもの <u>1つ</u> に ☒ すること ☐ 年 1 回 ☐ 年 2 回 ☐ 年 3 回以上 (回) ☐ その他 () ※昨年度 (4 月～3 月) の実績でご回答ください	

⑨申請可能要件について

該当するもの1つに☑すること

【申請可能要件】

- コアカリキュラム（以下の表1）において、「コア項目」14項目中12項目以上が網羅されている。
- コアカリキュラム（以下の表1）において、「コア項目」14項目中10項目以上、かつ「実施が望ましい項目」6項目中3項目以上が網羅されている。
- コアカリキュラム（以下の表1）内の特定の項目に限定した研修内容ではあるものの、本制度に充分に寄与する研修である。（←より厳正な審議を要する）

研修で網羅されている項目に☑すること

コア項目	災害医療概論（「災害医療とは」についての内容）		- 災害医療とは - CSCATTT - 過去の実例 - 避難所について	☐
	ロジの基礎（ロジとは・基本・心構え）		- ロジスティクスとは - ロジスティクスの基本 - ロジスティクスの心構え	☐
	自施設のロジ機能強化について		- 平時からの危機管理 - 地域における災害医療対応 - 受援 - 訓練企画 - BCP	☐
	物資調達		- 被災地における物資調達 - 協定の活用	☐
	移動手段の確保		- 被災地における移動手段確保 - 協定の活用	☐
	本部運営		- 本部でのロジスティクスとは - 情報管理	☐
	関係機関との連携・調整		- 関係機関（消防、警察、自衛隊、海保、各種保健医療活動団体など）の特徴 - 関係機関との連携・調整	☐
	安全管理		- Self、Scene、Survivorの安全管理 - リスクマネジメント	☐
	宿泊・活動場所確保について		- 被災地内でのアコモデーションの考え方 - 宿泊・活動場所確保の方法	☐
	情報整理処理（記録）	クロノロジー	- クロノロジーの意義 - クロノロジーの書き方	☐
		一覧表	- 一覧表作成の意義 - 一覧表の書き方 - コンタクトリスト	☐
	通信技術	無線	- 無線の特徴 - 無線の活用法 - 各種無線機の使い方（実習が望ましい）	☐
		衛星携帯電話	- 衛星携帯電話の特徴 - 衛星携帯電話の活用法 - 各種衛星携帯電話の使い方（実習が望ましい）	☐
		EMIS	- EMISの特徴 - EMISの活用法 - EMISの使い方（実習が望ましい）	☐
実施が望ましい項目	高速衛星通信（VSAT など）		- 高速衛星通信の特徴 - 高速衛星通信の活用法 - 高速衛星通信の使い方	☐
	エアータントについて		- エアータントの特徴 - エアータントの活用法 - エアータントの使い方	☐
	サイト設営・テント設営の留意点		- サイト設営・テント設営の特徴 - サイト設営・テント設営の留意点 - サイト設営・テント設営方法	☐
	ロジスティクス等に関する災害医療の施策		- ロジスティクス等に関する災害医療の施策 - 我が国における災害医療ロジスティクス	☐
	災害医療コーディネート体制について		- 災害医療コーディネートとは - 保健医療調整本部 - 地域災害医療対策会議	☐
	災害時の診療記録について		- 災害診療記録 - JSPEED	☐

表1. コアカリキュラム

【提出書類について】

申請に必要な資料は以下の通りです。不足していた場合は審査対象外となります。

(1)本申請書

(2)直近開催回のプログラム(主担当講師名入り)

(3)直近開催回の受講者リスト(勤務先・職種→必須、氏名・年齢など個人特定情報→不要)

(4)直近開催回の講義スライド(上記表1で☑チェックした項目については必須、それ以外は任意。PDF可。)

- ※ 場合によっては別途聞き取り調査を求める場合がございます。
- ※ 申請書を提出した時点で本制度マニュアルに記載されている事項に同意したものとみなします。
- ※ 審査結果については結果のみ通知することとします。
- ※ 提出先・問い合わせ：

- 一般社団法人日本災害医学会事務局
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5
TEL:03-6824-9396 FAX:03-5227-8631
email: jadm-sp@as.bunken.co.jp

マニュアル別紙資料— 3

認定者の能力について

1. 「マニュアル別紙資料—3：認定者の能力について」について

マニュアル別紙資料—3：認定者の能力については、災害医療ロジスティクス専門家認定制度（以下、本制度）において認定された者が保有している能力に関して定義したものである。

2. 災害医療ロジスティクス専門家として求められる能力について

災害の規模が大きくなればなるほどライフライン被害、建物被害、通信インフラ障害などの影響は増し、災害医療分野においてもロジスティクスが対応の鍵を握ると言っても過言ではない。それは、被災地内での対応に限らず後方支援や後続支援隊の調整などを行う非被災地においても重要である。

また、医療機関など施設における危機管理体制の構築という観点では発災時のみならず平時からの準備および体制作りが必要不可欠であり、ロジスティクスを担う人材がその準備および体制作りにおいて重要な役割を果たすべきである。以上のことから、災害医療ロジスティクス専門家には多岐にわたる能力が求められる。災害医療ロジスティクス専門家に求められる能力のイメージを図1に示す。

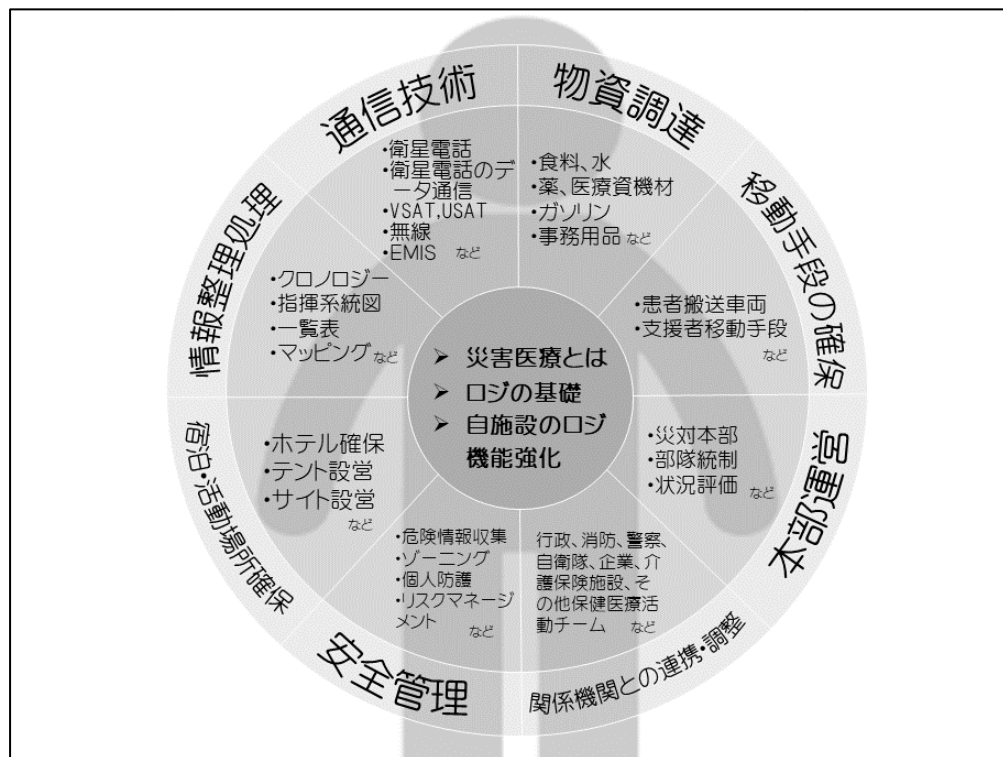


図1. 災害医療ロジスティクス専門家に求められる能力

3. 認定ポイント、コアカリキュラムについて

本制度における認定は、しかるべき「研修」「学会」「訓練」「実災害」の参加および対応経験に対して認定ポイントを設定しその総計に一定の基準を設けている（詳細についてはマニュアル別紙資料—2：認定ポイント付与対象研修・学会・訓練・実災害の設定について参照）。そのなかでも、認定ポイント付与対象となる研修においては下記表1. コアカリキュラムを設定している。

	内容		
	概要		講義・実習項目
コア項目	災害医療概論		- 災害医療とは - CSCATTT - 過去の実例 - 避難所について
	ロジスティクスの基礎		- ロジスティクスとは - ロジスティクスの基本 - ロジスティクスの心構え
	自施設のロジスティクス機能強化について		- 平時からの危機管理 - 地域における災害医療対応 - 受援 - 訓練企画 - BCP
	物資調達		- 被災地における物資調達 - 協定の活用
	移動手段の確保		- 被災地における移動手段確保 - 協定の活用
	本部運営		- 本部でのロジスティクスとは - 情報管理
	関係機関との連携・調整		- 関係機関（消防、警察、自衛隊、海保、各種保健医療活動団体など）の特徴 - 関係機関との連携・調整
	安全管理		- Self、Scene、Survivorの安全管理 - リスクマネジメント
	宿泊・活動場所確保について		- 被災地内でのアコモデーションの考え方 - 宿泊・活動場所確保の方法
	情報整理処理（記録）	クロノロジー	- クロノロジーの意義 - クロノロジーの書き方
		一覧表	- 一覧表作成の意義 - 一覧表の書き方 - コンタクトリスト
	通信技術	無線	- 無線の特徴 - 無線の活用法 - 各種無線機の使い方（実習が望ましい）
		衛星携帯電話	- 衛星携帯電話の特徴 - 衛星携帯電話の活用法 - 各種衛星携帯電話の使い方（実習が望ましい）
		EMIS	- EMISの特徴 - EMISの活用法 - EMISの使い方（実習が望ましい）
実施が望ましい項目	高速衛星通信（VSAT など）		- 高速衛星通信の特徴 - 高速衛星通信の活用法 - 高速衛星通信の使い方
	エアーテントについて		- エアーテントの特徴 - エアーテントの活用法 - エアーテントの使い方
	サイト設営・テント設営について		- サイト設営・テント設営の特徴 - サイト設営・テント設営の留意点 - サイト設営・テント設営方法
	ロジスティクス等に関する災害医療の施策		- ロジスティクス等に関する災害医療の施策 - 我が国における災害医療ロジスティクス
	災害医療コーディネート体制について		- 災害医療コーディネートとは - 保健医療調整本部 - 地域災害医療対策会議
	災害時の診療記録について		- 災害診療記録 - JSPEED

表1. コアカリキュラム

4. 認定者の能力について

(1) 認定災害医療ロジスティクス専門家（以下、認定ロジ）の能力について

本制度では「研修」「学会」「訓練」「実災害」の参加および対応経験をもとに認定可否が審議されるが、仮に研修参加のみで認定取得するケースを試算し認定基準に照らし合わせると、認定ロジの要件である5年で認定ポイント100ポイントを得るには、合計約17回（1年間で約4回以上）の研修会に参加する必要がある（算出方法は下記注釈1参照）。災害医療ロジスティクスのノウハウを網羅した上記表1. コアカリキュラムを基準としている研修会に複数回参加することで災害医療ロジスティクス専門家として十分に見識を備えていると同時に、コアカリキュラムの内容（講義・実習項目）について十分な能力を備えていると定義する。

(2) 認定災害医療上級ロジスティクス専門家（以下、認定上級ロジ）の能力について

認定上級ロジの基準は認定ロジの倍の5年で200ポイントである。つまり、5年間で約34回（1年間で約7回以上）の研修会に参加する必要がある。つまりは相当量の研鑽を要することを意味しており、その条件を満たす者については災害医療ロジスティクス専門家の中でも特に優れた者として「上級」という呼称を付し認定上級ロジとする。認定上級ロジにおいては、災害医療ロジスティクスに関連した研修会の指導的立場にもなり得る能力を十分備えていると定義する。

※注釈1：全14項目研修会の1回参加の取得認定ポイント平均約6ポイント。100（ポイント（要件））÷6（ポイント）＝約17（回（5年間））。17（回）÷5（年）＝約4（回（1年間））。研修それぞれの認定ポイントの設定が異なるため必ずしも4回以上ではない点に注意。

第1章 総則

(目的・名称)

第1条 日本災害医学会（以下、本学会）災害医療ロジスティクス専門家認定制度（以下、本制度）は、災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する認定災害医療ロジスティクス専門家を養成し、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、災害医療ロジスティクス能力を集積し、災害医療の進歩、発展に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、本学会は本制度を制定し、災害医療に関する専門的な知識及び技能を有する災害医療ロジスティクス専門家を認定する。

第3条 前条に定める本学会によって認定された災害医療ロジスティクス専門家の名称は「日本災害医学会認定災害医療ロジスティクス専門家」とし、英文では「Certified Logistics expert for Disaster Medicine」と表記する。

第2章 災害医療ロジスティクス専門家認定制度ワーキンググループ（以下、認定制度 WG） （認定制度 WG の設置）

第4条 本学会は、災害医療ロジスティクス検討委員会内に本制度のための認定制度 WG を設置する。

(責務)

第5条 認定制度 WG は、本制度の運営の為、認定作業等を行う。

(組織)

第6条 認定制度 WG のメンバーは、災害医療ロジスティクス検討委員会委員長から指名された当該委員会委員等複数名により選出される。

1. 認定制度 WG メンバーは、災害医療ロジスティクス検討委員会の議を経て委員長が委託する。
2. 認定制度 WG メンバーは、6 名を上限とし職種に十分な配慮をしなければならない。
3. 委員長は認定制度 WG メンバーの中からリーダー 1 名を選任する。

(任期)

第7条 認定制度 WG メンバーの任期は3年とし、原則として再任は妨げない。

第3章 認定災害医療ロジスティクス専門家

(申請可能基準)

第8条 災害医療ロジスティクス専門家の認定を申請する者は細則―第1章に定める各項をすべて満たす必要がある。

(申請)

第9条 災害医療ロジスティクス専門家の認定を希望する者は、細則一第2章に定める申請方法に従って本学会事務局に申請する。

(認定)

第10条 認定制度 WG は、申請書類を審査し、申請者の認定災害医療ロジスティクス専門家としての適否を判断し、災害医療ロジスティクス検討委員会に報告する。災害医療ロジスティクス検討委員会は審議の上、本学会の理事会に報告する。

第11条 本学会の理事会は、災害医療ロジスティクス検討委員会の報告を受け、審議のうえ、災害医療ロジスティクス専門家の認定を行う。

第12条 認定災害医療ロジスティクス専門家には認定災害医療上級ロジスティクス専門家（以下、認定上級ロジ）と認定災害医療ロジスティクス専門家（以下、認定ロジ）があり、認定ロジの中でも一定の基準を満たした特に優れた者を認定上級ロジとする。

第13条 認定上級ロジおよび認定ロジの申請においては細則一第1章に定める項目をすべて満たす必要がある。

第14条 災害医療ロジスティクス専門家の認定を受けた者は細則一第3章に定める認定手数料を支払、認定証の交付を受ける。

(更新)

第15条 認定災害医療ロジスティクス専門家の資格は、認定上級ロジおよび認定ロジともに5年毎に更新する。ただし、認定ロジ資格保有者が認定上級ロジにランクアップする形で更新を希望する場合は5年を待たずに更新申請することができる。

(更新申請可能基準)

第16条 災害医療ロジスティクス専門家の認定資格更新を希望する者は認定を受けてから更新までの間に細則一第4章に定める各項をすべて満たす必要がある。

(更新申請)

第17条 災害医療ロジスティクス専門家の認定を希望する者は、細則一第5章に定める申請方法に従って本学会事務局に申請する。

(更新認定)

第18条 認定制度 WG は、更新申請書類を審査し、申請者の認定災害医療ロジスティクス専門家としての適否を判断し、災害医療ロジスティクス検討委員会に報告する。災害医療ロジスティクス検討委員会は審議の上、本学会の理事会に報告する。

第19条 本学会の理事会は、災害医療ロジスティクス検討委員会の報告を受け、審議のうえ、災害医療ロジスティクス専門家の更新認定を行う。

第20条 認定災害医療ロジスティクス専門家の更新認定を受けた者は細則一第6章に定める更新認定手数料を支払い、認定証の交付を受ける。

(認定の取り消し・資格喪失)

第21条 本学会が災害医療ロジスティクス専門家として認定した者が、その称号にふさわしくない行為を行った場合には、本学会の理事会は、災害医療ロジスティクス検討委員会および認定制度 WG の審議を経て、認定災害医療ロジスティクス専門家の資格を取り消すことができる。この場合、その認定災害医療ロジスティクス専門家に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第22条 認定災害医療ロジスティクス専門家が本学会の会員でなくなった場合は、その資格を喪失する。

第4章 附則

(規則の変更)

第23条 本規則の改廃は、災害医療ロジスティクス検討委員会および認定制度 WG の審議を経て理事会が承認する。

第24条 本規則は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年 4 月 1 日制定

2019 年 1 月 11 日改訂

2019 年 3 月 18 日改訂

第1章 申請可能基準

1. 災害医療ロジスティクス専門家として優れた人材及び災害医療に関する見識を備えていること。
2. 災害医療および災害医療ロジスティクスに関する研修会の指導または受講をしていること。
3. 災害医療ロジスティクス専門家として見識を深めるため、災害医療に関する学術集会に参加していること。
4. 申請時に、日本災害医学会（以下、本学会）の正会員であり会員歴2年以上を有し、会費2年分を完納していること。
5. 別紙日本災害医学会災害医療ロジスティクス専門家認定制度マニュアル（以下、マニュアル）で定める認定ポイントの合計が申請可能基準を満たしていること。
6. 職種は問わない

第2章 申請

1. 申請者はマニュアルで定める申請書式に必要事項を記入し本学会事務局に提出すること。
2. 申請者は、申請手数料5000円を支払うこと。

※申請方法詳細および認定ポイントについてはマニュアル参照

第3章 認定

1. 災害医療ロジスティクス専門家認定制度ワーキンググループ（以下、認定制度WG）は申請書類を審査し、申請者の認定災害医療ロジスティクス専門家としての適否を判断し、災害医療ロジスティクス検討委員会に報告する。災害医療ロジスティクス検討委員会は審議の上、本学会の理事会に報告する。本学会の理事会は、災害医療ロジスティクス検討委員会の報告を受け、審議のうえ、災害医療ロジスティクス専門家の認定を行う。
2. 認定された申請者は認定手数料10000円を納めた後、認定証が交付される。
3. 審査に不認定となった者は、再度申請することができる。ただし、再申請は、翌年以降とする。

第4章 更新申請可能基準

更新申請可能基準は第1章申請可能基準と同様とする。

第5章 更新申請

1. 更新申請者はマニュアルで定める申請書式に必要事項を記入し本学会事務局に提出すること。

2. 更新申請者は、更新申請手数料5000円を支払うこと。

※更新申請方法詳細および認定ポイントについてはマニュアル参照

第6章 更新認定

1. 認定制度 WG は更新申請書類を審査し、更新申請者の認定災害医療ロジスティクス専門家としての適否を判断し、災害医療ロジスティクス検討委員会に報告する。災害医療ロジスティクス検討委員会は審議の上、本学会の理事会に報告する。本学会の理事会は、災害医療ロジスティクス検討委員会の報告を受け、審議のうえ、災害医療ロジスティクス専門家の更新認定を行う。
2. 更新認定された申請者は更新認定手数料5000円を納めた後、認定証が交付される。
3. 審査に不認定となった者は、資格を失効する。しかし、再度あらためて申請することができる。その場合の申請は翌年以降とする。

第7章 認定申請手数料、認定料等の返却について

1. 既納の認定申請手数料（更新も含む）、認定手数料（更新も含む）等は、いかなる理由があっても返却しない。

第8章 附則

（細則の変更等）

1. この細則を変更するには災害医療ロジスティクス検討委員会および認定制度 WG の審議を経て理事会が承認する。
2. この細則は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年 4 月 1 日制定

日本災害医学会

● 災害医療ロジスティクス検討委員会

- 中田敬司（担当理事）
- 中田正明（委員長）
- 鈴木教久（副委員長）
- 青木正志
- 市原正行
- 上門充
- 小澤和弘
- 大山太
- 楠孝司
- 近藤久禎
- 高桑大介
- 田治明宏
- 寺澤ゆかり
- 西健太
- 藤原弘之
- 涌嶋伴之助

● 災害医療ロジスティクス専門家認定制度ワーキンググループ

- 藤原弘之（リーダー）
- 和泉邦彦
- 上門充
- 鈴木教久

※ お問い合わせ先：

一般社団法人日本災害医学会事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

TEL:03-6824-9396 FAX:03-5227-8631

email:jadm-sp@as.bunken.co.jp